

し尿

し尿のくみ取りのお申し込みは…
エコくらぶち(株)



TEL:027-378-2079

受付時間:土・日・祝・振替休日・年末年始を除く
AM8:30～PM5:00

※収集日は行政区毎に決まっています。
年間収集カレンダー(裏面)をご覧ください。余裕を持ってお申し込みください。急なお申し込みの場合、ご希望の日に伺えない事があります。
※現金では支払えないので、「し尿くみ取り券」を購入してください。

倉渚地域し尿くみ取り券取扱店一覧

し尿くみ取り券 1冊2,600円(1枚36リットル×10枚)



※くみ取り券の紙は、
むらさき色です。

(有)岸観光	上原商店	丸山商店
(株)十一屋商店	きまぐれ	リカーショップやまじょう
佐々木商店	都屋商店	セブンイレブン倉渚三ノ倉店

浄化槽の管理

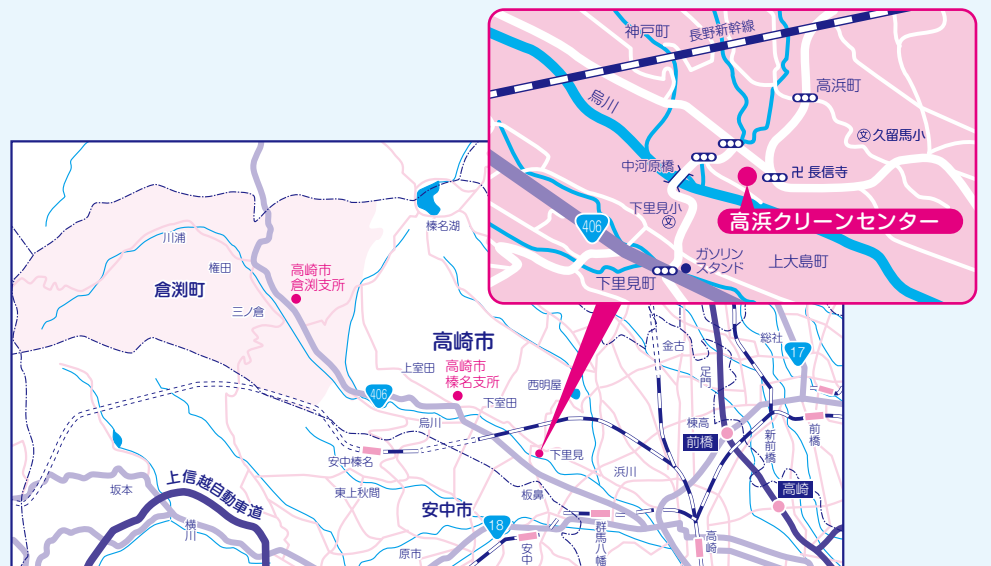
浄化槽管理者には、定期的な①保守点検と②清掃、③法定検査等が義務として定められています。

①保守点検	市の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」と契約し、点検を依頼してください。
	点検回数は、5～20人槽で、年3回以上が目安です。(人槽や処理方式によって異なります。)
②清 掃	市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に依頼してください。
	年1回以上の実施が法律で義務付けられています。
③法定検査	群馬県検査事業団等が行います。
	新しく設置した時に行う「7条検査」と毎年行う「11条検査(水質検査)」があります。

浄化槽の管理が適正に行われないと、悪臭や破損するおそれがあります。
適正な維持管理で、きれいな河川環境を守りましょう。

高浜クリーンセンターについて

事業系一般廃棄物や、引越などで生じた一時多量のごみについては、集積所に出すことはできませんが、処理施設である高浜クリーンセンターへ持ち込む事はできます。



直接搬入の受付時間 月～金 (祝日を除く) **AM8:30～PM4:45**

※高浜クリーンセンターへの搬入に際し、不明な事項は高浜クリーンセンター(TEL:027-344-2530)までお問い合わせください。

事業系のごみは 市のごみステーションに出せません

事務所・商店・飲食店・工場などの事業活動に伴って生じたごみは、市のごみステーションに出せません。

法令によって、自ら処理することが義務付けられています。

事業所から排出されるごみのうち、一般廃棄物(紙くず・木くず・繊維くずなど)は、①市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、②高浜クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

その際、ご不明な点は高浜クリーンセンター(TEL:027-344-2530)へお問い合わせください。

※紙類、ダンボール、飲料缶などは再生資源業者に売却するなど、リサイクルにご協力ください。

※産業廃棄物(廃プラスチック類・金属類など)の処理方法については、産業廃棄物対策課(TEL:027-321-1355)へお問い合わせください。